# 平成29年大網白里市議会第4回定例会総務常任委員会会議録

日時 平成29年12月12日(火曜日)午後1時12分開会 場所 本庁舎 3階 第一会議室

### 出席委員(6名)

山	田	繁	子	委員長		佐久間		久	良	副委員		
森		建	<u> </u>	委	į	Į	小	倉	利	昭	委	員
北	田	宏	彦	委	į	1	花	澤	房	義	委	員

\_\_\_\_\_\_

## 出席説明員

 

 財政課主查 兼財政班長
 茂田栄治
 財政課副主幹 兼契約管財班長
 斉藤正二

財政課副主查 松本行正

\_\_\_\_\_\_

## 事務局職員出席者

議会事務局長 安川 一省 副 主 幹 石井繁治

書 記 安 井 與志秀

### 議事日程

- 第1 開会
- 第2 委員長挨拶
- 第3 協議事項
- (1) 陳情 (新規付託案件) の審査について
  - ・陳情第11号 政府に日米地位協定改定を求める陳情
- ・陳情第13号 選挙費用公費の不適切な支払いから、市民の税金を守るための陳情
- (2) 付託議案の審査について
  - ·議案第 2号 平成29年度大網白里市一般会計補正予算
  - ・議案第 9号 契約の締結について
  - 第4 その他
  - 第5 閉会

◎開会の宣告

**〇副委員長(佐久間久良副委員長)** ただいまより総務常任委員会を行います。

(午後 1時12分)

◎委員長挨拶

- **〇副委員長(佐久間久良副委員長)** 最初に委員長、ご挨拶、お願いいたします。
- ○委員長(山田繁子委員長) 皆様、ご苦労さまでございます。

ただいまより総務常任委員会を開催いたしたいと思います。

◎陳情第 11号 政府に日米地位協定改定を求める陳情

○委員長(山田繁子委員長) 本日の出席委員は6名でございます。委員会条例第14条の規定 による定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

それでは、当常任委員会に付託となっております陳情第11号 政府に日米地位協定改定 を求める陳情について、これより審査を行いたいと思います。

陳情書の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

陳情第11号について、ご意見及び討論等ございませんか。 北田委員。

- ○北田宏彦委員 先ほど陳情者のほうから陳情の趣旨の説明がされたわけなんですが、確かに新聞、テレビ等でもいろんな事故、事件等が報道されて、我々日本の国民としても懸念するところでありますが、ただ、全てがその米軍によって日本の警察等が管轄外というわけではないと。米軍の軍人とか軍属の、その公務の執行中については、日米地位協定云々でなく国際法上、駐留受け入れ国は、その受け入れ国の法令は適用されないという国際法上に基づいて行われていると。ただし、公務執行中でない軍人、軍属ですね。これらについては、日本の国内法の適用を除外するとの日米地位協定上の規定がある場合を除き、日本の法令が適用されると。だから全てが勝手に米軍が来てやっているということではないのかなとは思います。私からはちょっとその点確認の意味でお話しさせていただきました。
- 〇委員長(山田繁子委員長) ほかに。

佐久間副委員長。

○副委員長(佐久間久良副委員長) 今、北田委員のほうから、治外法権そのものが国際法 上は認められているという話でしたけれども、それはもう以前の話であって、今現在では もう治外法権というのは、もうこれはおかしいと。まして地位協定そのもので今規定され ている部分がかなり大きいというふうに思います。特に今回の沖縄でのヘリについてなん ですが、これはまさに本当に米軍の特権をそのままあらわしているというような状況にあ ります。

例えばヘリコプターが落ちて、その2日後に現地に日本の警察官だとか警察だとか、そして消防だとかが入ろうとしたにもかかわらず、もう米軍によって阻止されたと。これましてや民有地なのに日本の捜査権が全く入らないと、これはもうおかしい問題であるし、さらにそこの捜査に入ろうとしたときに、1週間かかっている。それは米軍の同意が得られなかったからだと。こんなことあっていいんでしょうか、本当に。それがすごく疑問に思います。

さらに、その有害物質か何かの土壌調査をするのに、さらにまた3日以上かかっていると。そして入ったときには、その残留物はおろか土壌の数十センチも含めて持ち去られていると。その持ち去られたのも事後承諾、土地の所有者に対しても事後承諾だったって、全然そんなの許可も何にもしていないと。そういうことが平気で行われているのが沖縄の実態です。

この間、交通事故等起こして、まさに飲酒運転等。基地外も含めて飲酒は禁止されたと言っていても、それはあくまでもその場しのぎの、この間何回も同じようなことをやられても繰り返されてきている。そういう問題です。だからこそ、沖縄の翁長知事は、政府に対して日米地位協定の見直しに関することを要請すると。そして、米軍基地の外であった場合ですね。その財産権であったとしても、日本当局が、要するに財産権というのは、そのヘリコプターと、その物が落ちた場合、事故が起きた場合、その捜査権は日本にあるんだと。そして差し押さえも含めて日本が行って、その検証も日本が行うんだという権利を認めろと。それは見直ししなさいということを求めているんです。これは当然のことであって、日本が主権国家であれば、これは当然の権利があると。だからそういう意味で言えば、そういう観点から言っても、この陳情書は妥当であると私は思います。

以上です。

#### 〇委員長(山田繁子委員長) ほかに。

森委員。

○森 建二委員 まず、結論として、この地位協定の改定を求めるという趣旨には、個人的には非常に賛成です。やはり日本国民として、日本の国土に地位協定をそのままなぞると、アメリカの要望によって日本国どこでも基地をつくれてしまうということになってしまいますので、個人的にはこの趣旨には非常に賛成です。

その上で、先ほどの沖縄の件ですとかは、いろんな話がアメリカ軍のものではないと、こういう話がありますんで、細かい部分についてはここでは述べません。基本的には趣旨は賛成ですが、ただ、これを我々大網白里市として国に上げるというのは、それが正しいのかどうかということは、ちょっと今悩んでいるところではございますが、趣旨としては非常に自分は賛成であると考えております。

以上です。

〇委員長(山田繁子委員長) ほかに。

小倉委員。

○小倉利昭委員 私も森委員の今の発言に同感ですけれども、陳情書のおっしゃっているとおり、何度かあれを見させていただきました。確かに非常に問題が多く、懸念される部分だと思います。ですので、陳情の内容は賛同できると思います。

ただ、うちの大網白里市議会として、今のこの時点で意見書の提出は、もうしばし検討すべきかなというふうに。皆さん、この話題をお話ししたら、市民の皆さんも、大方の方が賛成されるかと思いますけれども、さらにやはりうちの市として、大網として何かこういう機運が盛り上がっている中であれば、実際に意見書だというふうになってくるかと思いますが、今しばらく検討は必要かなというふうに現時点では思います。

以上です。

○委員長(山田繁子委員長) ほかにございませんか。
北田委員。

○北田宏彦委員 日本政府に地位協定の改定を求めるということなんですが、政府のこれまでの対応を確認してみますと、日米地位協定については運用の改善を図っていくというようなことをずっと行ってきているというふうに見ております。その中で最大限の努力を行っていくというふうに政府の答弁があるところなんですが、地位協定の具体的にどこの部分を改善するということも明記されておりませんし、運用の改善、やっぱりその都度事案によって適切に運用の改善を図っていくということは、現段階では私は適切なのではないかというふうに考えます。

○委員長(山田繁子委員長) ほかにございませんか。

それでは、討論のほうに移りたいと思います。

討論の希望者はありますか。

佐久間副委員長。

○副委員長(佐久間久良副委員長) 先ほど述べたもので重複する部分もかなりあるとは思うんですが、やはり主権国家としての日本であるべきだというふうに私は常に思います。 ましてや今事故等が起こった場合、米軍の許可の範囲内でしか捜査等は実行できないということで、これ自身は本当に主権国家としての地位が全くないと言わざるを得ないと思います。

よって、この地位協定は抜本的にもう見直す時期にきているということを政府に求めていくのは、やはりこれは当然のことだというふうに思います。以上の点から、賛成の討論とさせていただきます。

○委員長(山田繁子委員長) ほかにございませんか。

意見が出尽くしたようでございますので、これより採決に移りたいと思いますが、よろ しいでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) それでは、お諮りいたします。

陳情第11条を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

**〇委員長(山田繁子委員長)** 賛成少数となりましたので、よって、この陳情第11号は不採 択と決定いたしました。

以上で陳情第11号の審査を終わりにいたします。

◎議案第13号 選挙費用公費の不適切な支払いから、市民の税金を守るための陳情

○委員長(山田繁子委員長) それでは、次に陳情第13号のほうに移りたいと思います。

選挙費用公費の不適切な支払いから、市民の税金を守るための陳情について審査を行い たいと思います。

陳情書の内容につきましては、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

陳情第13号について、委員の方々の意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

佐久間副委員長。

○副委員長(佐久間久良副委員長) 私自身は、やはり税金ということから考えても、不適切な使われ方は、これは問題であると思います。そして、当然税金であるから無駄遣いも、これはするべきではないという立場であります。そういう思いから、無駄遣いをするべきではないということからですね。

税金である以上、無駄遣いは、これは許されないということと、あわせて、そしてその 使い方の問題で言えば、やはり個々の部分である程度任される部分も必要なのかなという ふうに思います。候補者の部分ですね。ここの中では、例えばセルフにすればいいかとか いうふうに言っているんですけれども、セルフだからといって決して安いというわけでも ないと思いますし、やはり地域の産業を守るという意味もある程度あると思います。地域 の経済を守るという意味もあると思いますし、経営自体が、このセルフの値段にするとい うのが例としては書いてありますけれども、そうなった場合、従業員等も雇っている中で、 本当にそれで成り立っていくのかという観点も出てきます。また、ポスターにしてもそう だと思います。安いところを選べば、それは幾らでもあるとは思うんですが、やはりその 地域の、例えばこの大網白里市の業者に委託しようとする人もいらっしゃると思います。 そういう場合に、ある程度料金的な縛りが出てきてしまった場合、ある程度の範囲を持た せないで、本当に縛りが出てきて、これ以上はだめだというふうになった場合、個人の持 ち出しはあるのかなというふうには思いますが、やはりその中での選挙をする上での誰で も出られるということも含めてですね。やはりある程度の公費負担は必要だとは思います し、これは民主主義に対しての負担というか、経費というか、そういう部分もあると思い ますんで、そういうことも含めて、趣旨は賛成はするんですが、なかなかかなり厳しい部 分もあるのかなということと。

あともう一つは、その陳情者の要するに具体的にこれ市議会として投げかけられている 部分がかなり多いんで、どういうふうに私たち市議会としても向き合っていかなければい けないかというのもですね、その陳情者の思いも含めて、もしできれば私自身は聞いてみ たいなというふうに思います。

以上です。

#### 〇委員長(山田繁子委員長) ほかに。

森委員。

○森 建二委員 不適切な支払いから税金を守るために、議会として検討していただきたいと思いますという趣旨が、まず趣旨として、いま一つ何をすればいいのか、何かちょっと見えづらい部分かと思います。この選挙に使われる公費というのは、今はいわゆる性善説で運用されているものだと思いますし、この中で1期目は、今私と小倉さんの2人ですけれども、小倉さんもこの部分、同意していただけるのかと思いますが、やはりこの公費で負担をしてもらえるというのは、初めて選挙を戦うときに、ポスターをつくる、選挙公報をつくる、何をつくらなければならないというのは、やってみて、あれ、こんなことやらなきゃいけないんだ、ああ、こういうものが必要なんだと、物すごく私なんかは、もう会社員やめて出ましたんで、本当に人生賭けて出ている中では、そういう公費で賄ってもらえるというのは、非常にありがたかったです。逆に非常にお金がかかる中で、いろんな人間がこういう選挙に出るというチャンスは与えられるべき。また、そういうふうに考えてもらえる人を1人でも増やすべきだと思いますので、あくまでも性善説のもとに立った上で、私はこの費用はあまり絞ったり、規制を厳しくしたりしてしまうというのは、選挙の活性化につながらないのではないかなという気がいたしております。

一方で、正直誰がというのは、私はちょっとわかりませんが、大網白里市の中ではそんなことはないと思うんですけれども、例えばたくさんの予算の中で、なにがしか悪いほうに使うという話も、どこぞの市議会ではあったというような話も聞きますので、そこは議会云々というよりは、行政とそこは話し合いをするのがいいのか、ちょっとわかりませんが、チェック機能を高める部分という部分になってくると思いますので、そこの部分が相反する形にはなってしまいますが、1つはこの陳情の趣旨が、具体的にどうすればいいのかということがちょっと見えづらい。ですので、本来であれば、先ほど佐久間委員もおっしゃったように、陳情者のお話を聞いてみたいというのが1つございます。

それと、少なくとも初めて選挙に出る方、またこれから選挙に出て、この市政に参画してみたいという方を増やすという部分では、ただただ減らすという考えることは、ちょっと私は怖いんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長(山田繁子委員長) ほかにございませんか。

花澤委員。

○花澤房義委員 この趣旨は非常に理解できます。税金の無駄遣いを極力なくそう、至極当た

り前のことです。うちの市議会、議会改革推進協議会というのがございますので、ぜひこの案件は協議会に乗せていただきたいと思っております。その上で判断していきたいと思っておりますので、私はこの案件は継続審査でお願いしたいと思います。

○委員長(山田繁子委員長) ただいま継続審査の意見が出ましたけれども、意見が出尽くしたようでございますが、大丈夫ですか、ほかの方は意見。

北田委員。

- ○北田宏彦委員 私のほうからも、ぜひ議会改革推進協議会のほうで、これは行政の側がどうこうでなく、これは我々議員間のモラルを含めた問題でありますので、ぜひ議会改革のほうで協議することと思いますので、継続ということで。
- **〇委員長(山田繁子委員長)** ただいま陳情13号について、継続審査を望むご意見がありましたので、まず継続審査とすることについての採決をいたします。

お諮りいたします。

陳情第13号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

**〇委員長(山田繁子委員長)** 賛成総員となりましたので、よって、陳情13号は継続審査と決しました。

以上で陳情第13号の審査を終わりにいたします。

それでは、ここで5分間ほど休憩をいたしますので、よろしくお願いします。

(午後 1時35分)

(午後 1時38分)

○委員長(山田繁子委員長) それでは、再開いたします。

\_\_\_\_\_

- ◎議案第2号 平成29年度大網白里市一般会計補正予算 議案第9号 契約の締結について
- **〇委員長(山田繁子委員長)** 次に、付託議案の審査を行いたいと思います。

議案第2号 平成29年度大網白里市一般会計補正予算、議案第9号 契約の締結についてを議題といたします。

財政課を入室させてください。

(財政課 入室)

○委員長(山田繁子委員長) 財政課の皆様、ご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となっております議案について審査を行いますので、 説明をお願いいたします。時間の関係もありますので、簡潔明瞭にお願いいたします。な お、説明終了後に各委員から質問等があった場合、挙手の上、委員長の許可を求めてから 速やかにお答えいただきたいと思います。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第2号及び議案第9号の説明を お願いいたします。

秋本課長。

- **〇秋本勝則財政課長** それでは、財政課です。よろしくお願いいたします。 まず私の右隣、森川副課長でございます。
- ○森川裕之財政課副課長 よろしくお願いします。
- **〇秋本勝則財政課長** その隣が、茂田財政班長でございます。
- **○茂田栄治財政課主査兼財政班長** よろしくお願いします。
- ○秋本勝則財政課長 私の左隣、斉藤副主幹でございます。
- **〇斉藤正二財政課副主幹兼契約管財班長** よろしくお願いします。
- **〇秋本勝則財政課長** その隣が契約管財班の松本副主査でございます。
- **〇松本行正財政課副主査** よろしくお願いします。
- ○秋本勝則財政課長 私、課長の秋本です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に供されております議案の説明をさせていただきます。第2号、議案 第9号につきまして、順次ご説明をいたします。

はじめに、議案第2号についてでございますが、12月補正予算の概要をご確認いただきた いと思います。

まず、議案第2号 一般会計補正予算でございますが、歳入歳出に1,338万6,000円を追加するものでございます。

主な内容ですが、1項目めは小学校教育振興費135万9,000円を追加計上するものです。平成30年4月から小学校教育で道徳が教科化されることに伴いまして、各小学校に教師用の教科書と指導書を購入するものでございます。

2項目めは、生産調整指導推進事業といたしまして、238万2,000円を追加するものでございます。米の需給調整により米価及び農業者所得の安定を推進するための補助金について、 飼料用米等の作付面積が増加することから、追加補正するものでございます。 ①の経営所得安定対策等補助金は市単独事業でございますが、157万7,000円を、②の飼料 用米等拡大支援事業補助金は県事業でございますが、125万5,000円を追加するものです。

3項目めは、後期高齢者医療事務費繰出金といたしまして、130万7,000円を追加するものです。内容は千葉県後期高齢者医療広域連合への平成28年度保険料負担金の精算に伴うものでございます。

4項目めは、介護保険特別会計繰出金といたしまして、517万6,000円を追加するものです。 内容は来年4月の介護保険制度の改正に伴いまして、介護保険管理システム等の改修経費 に伴うものでございます。

5項目め、その他として、主な歳入でございますが、国・県補助金のほか、財源調整といたしまして、前年度繰入金から1,156万3,000円を計上するものです。

次に、繰越明許費の設定でございますが、みどりが丘市有地活用事業のうち、子育て交流 センター及び交流広場の基本設計委託につきまして、事業期間が翌年度にわたることが見 込まれることから、繰り越しの手続をするものです。

次に、債務負担行為の設定でございますが、翌年度当初から直ちに業務を開始するため、 年度内に業者選定や契約等を行う必要がある業務など、18事業について設定するものです。 内容につきましては、総括表の1ページから2ページにかけて項目を掲載しております。

あと、概要には記載しておりませんが、このほかの歳出としては、障害者福祉システム改修業務といたしまして、118万4,000円、国庫補助金が59万1,000円、一般財源59万3,000円でございます。これは障害者総合支援法の改正に伴い、新たなサービスが追加されることによる改修費用でございます。

それと合併処理浄化槽設置整備事業補助金58万6,000円、県補助金が27万9,000円、一般財源30万7,000円でございます。

さらには、白里公民館講堂の舞台床張りかえ工事といたしまして、89万7,000円などを追加しております。

続いて、議案第9号 契約の締結についてご説明いたします。

議案第9号説明資料をごらんいただきたいと思います。

本案は、増穂保育所隣接地に建設いたします児童福祉施設建設工事の契約にあたり、議会の議決を求めるものでございます。

去る10月26日に入札を実施したところ、7者が参加し、結果として本市の鈴木土建株式会社と契約金額2億9,130万8,400円で契約しようとするものです。

今回の入札ですが、本市では5,000万円以上の工事は、低入札価格調査制度によって行っております。入札結果ですが、資料のとおり、7者が参加いたしましたが、2社が辞退しております。また、1社については、調査基準価格を下回ったことから、調査いたしましたところ、価格失格判定基準を下回っていたために失格と判定し、残りの4社のうちで最低価格の事業者を落札者としたものでございます。

以上で議案説明を終わらせていただきます。慎重審査よろしくお願いいたします。

○委員長(山田繁子委員長) ただいま説明がありました議案第2号及び議案第9号の内容について、ご質問等があればよろしくお願いします。

森委員。

- ○森 建二委員 第2号一般会計補正予算の債務負担行為の18事業の中で、ちょっとすみません、勉強不足で、ちょっと詳細がどのようなものになるのかを教えていただきたいのが、追加の4つ目の固定資産評価資料作成業務と鉄鋼スラグ購入は具体的にどのようなものになるのか、ちょっと説明をお願いいたします。
- 〇委員長(山田繁子委員長) 秋本課長。
- ○秋本勝則財政課長 はじめに固定資産(土地)評価資料作成業務でございますけれども、これは土地の評価替えに伴いまして、毎年の土地の評価を見直すために鑑定等を行っております。そういう資料の作成業務を委託するものでございます。

鉄鋼スラグ購入、道路の補修、ちょっとした穴があいたときにスラグ材を入れまして、それで簡易に補修をするものを事前に購入して、4月からもうすぐに対応できるようにするものでございます。

(「砂利でしょう。今、課長が言っていたのはアスファルトと呼ぶ者 あり)

- ○秋本勝則財政課長 こちらは単価契約で事前にやるものでございまして、必要に応じて、その都度その都度購入をしていくんですけれども、その前段で、まず入札をして単価契約をして、最も安いところと契約をして、その都度その都度必要に応じて発注をしていくために債務負担行為を設定する、そういう形でございます。
- 〇委員長(山田繁子委員長) 森委員。
- ○森 建二委員 固定資産評価資料は、3年度契約で一括で同じその不動産鑑定士か、その 事業者に委託をする形になるんでしょうか。
- 〇委員長(山田繁子委員長) 秋本課長。

○秋本勝則財政課長 3年一括という形でやっています。

(「わかりました、ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

〇委員長(山田繁子委員長) ほかに。

北田委員。

- ○北田宏彦委員 今の固定資産税の評価資料作成というのは、これ3年に1回の見直しという ことじゃないの。
- 〇委員長(山田繁子委員長) 秋本課長。
- ○秋本勝則財政課長 土地は3年に1回の見直しに向けて、毎年度、毎年度時点修正とかありますので。

(「その評価資料の作成か」と呼ぶ者あり)

- ○秋本勝則財政課長 はい、その資料を作成していくという形になります。
- ○委員長(山田繁子委員長) よろしいですか。

ほかに。

小倉委員。

- ○小倉利昭委員 いただいた資料の総括表の市内社会教育施設で空調設備の保守点検業務、 消防用設備の保守点検業務。市内社会教育施設、これはどういうところなのか、全般に。 それを一括して、ある業者が委託するという、そのへんちょっと。
- 〇委員長(山田繁子委員長) 秋本課長。
- ○秋本勝則財政課長 市内の社会教育施設等の空調設備または消防用設備ですけれども、簡単に申しますと、生涯学習課が所管しております、例えば中央公民館ですとか、中部コミュニティセンターとか、アリーナ等の、そういう社会教育施設等につきまして、かつてはそれぞれの施設が業者と契約をしていたんですけれども、まとめて一括発注することによって、契約を少しでも下げていきたいということがありまして、一括で発注をするための債務負担行為の設定でございます。
- ○委員長(山田繁子委員長) ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(山田繁子委員長)** それでは、財政課の皆様、ご苦労さまでございました。 退席していただいて結構でございます。

(財政課 退室)

**〇委員長(山田繁子委員長)** それでは、各議案について、これより取りまとめに入りたいと

思います。

はじめに、議案第2号に対する意見及び討論等はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(山田繁子委員長)** ないようでございますので、それでは、ただいまから付託議案 に対する審査結果の採決を行います。

はじめに、議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

〇委員長(山田繁子委員長) 举手総員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(山田繁子委員長)** ないようでございますので、次に、議案第9号について、原案 のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

〇委員長(山田繁子委員長) 举手総員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情及び議案の審査を終了いたします。

その他でございますけれども、何かございませんか、事務局。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) なければ、以上で協議事項とその他を終了いたしたいと思います。

\_\_\_\_\_\_

◎閉会の宣告

**〇副委員長(佐久間久良副委員長)** 皆さん、どうも長い間、ご苦労さまでした。

ただいまをもちまして、総務常任委員会を閉じさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(午後 1時53分)